

資料提供年月日	平成31年2月13日	
問い合わせ先	課名	総務法制企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 山本 副主査 光藤

広 報 連 絡

<市長記者会見資料>

1 件 名

平成31年2月定例会市議会提出の主な議案(予算を除く。)
について

- ・岡山市災害救助法基金条例の制定について（甲第19号議案）
- ・岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（甲第38号議案）
- ・岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について（甲第46号議案）
- ・指定管理者の指定について（烏城公園）（甲第111号議案）

担当課名	危機管理室
担当者名	課長 三谷 課長補佐 内藤
連絡先	803-1082 内線 5850

岡山市災害救助法基金条例の制定について (甲第19号議案)

1 制定の概要

岡山市災害救助法基金を設置するための条例を制定します。

2 制定の理由

平成30年6月15日に公布された改正災害救助法により、改正法第2条の2第1項規定の「救助実施市」として政令指定都市が指定を受けることができるようになり、本市も平成31年4月1日の当該指定を目指します。

救助実施市の指定を受ける要件として、改正災害救助法第22条で災害救助基金の設置が義務付けられており、救助実施市の指定に必要な財源を積み立てるために「岡山市災害救助法基金条例」を新たに制定するものです。

3 基金積立額

- 改正災害救助法第23条第3項で定められた方法で積算した最少額を積み立てます。
- 改正災害救助法第23条第3項で定められた方法で積算した最少額が、積み立てている基金を超える場合は、次年度にその差額を積み立てます。

4 施行日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

担当課名	女性が輝くまちづくり推進課
担当者名	課長 逢澤 課長補佐 岩井
連絡先	803-1115 内線 3737

**岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
(甲第38号議案)**

1 目的

平成13年制定の岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）に、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの取組の一層の推進、自治組織等における男女共同参画の推進、性の多様性を尊重する視点を盛り込んで、一部を改正するもの。

2 背景及び一部改正の理由

さんかく条例は、「性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』を創る」ことを目的としており、「男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保される」社会をめざしている。

社会経済環境の変化を受けて、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの取組が重要となっていることから、その一層の推進を明記し、自治組織等における取組についても盛り込む。さらには、性的マイノリティの方の人権への配慮など新たな課題が見られることから、従来の男女に二分された考え方に性の多様性を尊重する視点を盛り込む。

3 一部改正の概要

(1) 女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進について

- ・事業者の責務として、職場と家庭生活等の両立を支援する職場環境整備を追加。
- ・市における政策決定過程への男女共同参画推進のため、女性活躍の取組を明記。

(2) 自治組織等における男女共同参画の推進

- ・自治組織の責務として、男女共同参画の取組を明記。
- ・災害対応に、男女共同参画の視点を入れることを明記。

(3) 性の多様性尊重について

- ・条文の中で、「性別にかかわらず」、「男女が」と表現していた部分を、「性別等にかかわらず」、「すべての人が」に改める。「性別等」は「性別、性自認、性的指向等」を指すと定義。

3 施行日

平成31年4月1日

記者会見資料

担当課名	医療助成課
担当者名	課長 戸取 課長補佐 多々納
連絡先	803-1219 内線 5720

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
(甲第46号議案)

1 目的

心身障害者医療費助成制度の対象に精神障害者を加えることと、3障害（身体障害・知的障害・精神障害）に共通した制度改正を行い、障害者の福祉の増進に資するものとします。

2 主な改正の概要

- 本制度の受給対象に、精神障害者保健福祉手帳1級及び自立支援医療（精神通院）受給者証を合わせて持つ人を追加し、保険診療にかかる医療機関での自己負担を原則3割（70歳から74歳は自己負担2割）から1割に軽減します。
- 本制度の受給資格を持つ身体障害、知的障害、また新たに対象となる精神障害、いずれの方についても早期の社会復帰を促すため、精神疾患で1年を超えない入院を助成対象とします。
- 施行日時点で既に精神疾患で入院をしている人については、算定を開始する日を施行日とします。

3 施行日 平成31年12月1日

○現行の制度：対象となる障害と治療について

障害の種類と 資格要件	心身障害者医療費助成：あり（○）・なし（×）			
	一般通院	精神通院	一般入院	精神入院
身体障害 (手帳1～3級)	○	○	○	○
知的障害 (療育手帳A)	○	○	○	○
精神障害 (手帳1級等)	×	×	×	×

※ 医療費の自己負担額が1割に軽減される制度

○平成31年12月1日からの新しい制度

障害の種類と 資格要件	心身障害者医療費助成：あり（○）・一部助成（△）			
	一般通院	精神通院	一般入院	精神入院
身体障害 (手帳1～3級)	○	○	○	△
知的障害 (療育手帳A)	○	○	○	△
精神障害 (手帳1級と自立支援 医療（精神通院）)	○	○	○	△

※ △精神入院・・・1年を超えない入院を助成

担当課名	観光振興課
担当者名	課長 小川 祥子 副主査 三垣 和博
連絡先	803-1332 内線 4532

指定管理者の指定について (甲第111号議案)

1 施設概要

- (1) 施設名 烏城公園
- (2) 所在地 岡山市北区丸の内二丁目
- (3) 施設概要 歴史公園として史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園
 - ・敷地面積 59,047㎡
 - ・付帯施設 管理事務所、露天駐車場、トイレ
 - ・管理開始 平成31年4月1日(予定)

2 候補者の決定

- (1) 平成30年11月に実施した産業観光局公共施設等マネジメント推進委員会において、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会を指定管理候補者として非公募で選定する方針が決定
- (2) 平成30年12月に候補者から指定管理申請書の提出
- (3) 平成31年1月に実施した産業観光局公共施設等マネジメント推進委員会の承認を経て、指定管理候補者に下記団体を決定

3 指定管理候補者

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会

4 選定方法及び理由

提出された事業計画書等を申請要項で示した選定基準に基づき審査した結果、公の施設を管理運営することに適している提案、方針をもっていると認められるため

5 指定期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで(2年)